

送付先: 各道場理事・事務局各位

FAX 番号:

発信元: 安佐北区剣道連盟事務局

日付: 2018年06月11日

件名: 錬士・教士称号審査会のご案内

送付枚数:

至急

ご参考まで

ご確認ください

ご返信ください

ご閲覧ください

別添のファイルのとおりご案内致します。

今年度より各種申込は全て安佐北区連を通しての申込となりました。  
よって、広島市連に直接申し込みは行わないで下さい。

本申込書は剣道錬士・教士のみ添付しております。

杖道・居合道の申込につきましては、広島県剣道連盟ホームページより要項及び申込書をダウンロードしてお申込下さい。

・広島県剣道連盟ホームページ各種申込 → <http://hirokenren.com/report.html>

・締切:8/3(金) 必着(安佐北区剣道連盟)

・審査料:錬士・・・21,700円

教士・・・29,900円

※申込用紙は添付のものを使用して下さい。以前のものは使用不可

以上、よろしくお願い致します。

## 剣道称号「錬士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

### 1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（平成29年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成20年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

### 2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文（いずれも手書きによる自筆、パソコン不可）を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月27日）とする。

### 3. 小論文の内容

- (1) 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの剣道修業について述べなさい。
- (2) 字数 400字以上800字以内。
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）。用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- (4) 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記のうえ封印すること。

### 4. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

### 5. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1項の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

### 6. 審査の方法

#### (1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

#### (2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

### 7. 審査会期日 平成30年11月27日（火）

### 8. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

## 9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」平成31年1月号および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 10. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、杖道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。



## 剣道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

### 1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成28年11月30日以前に取得）した者。

### 2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）を都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月27日）とする。

### 3. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

### 4. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2項の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

### 5. 審査の方法

都道府県剣連会長から推薦のあった候補者について、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本技稽古法、称号・段位、健康・安全および剣道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し可否を決定する。

- (1) 筆記試験日時 平成30年11月10日（土）  
受付開始・終了 12時30分～午後1時  
筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分（予定）
- (2) 筆記試験会場 東京都・愛知県・兵庫県・福岡県の4か所で実施。  
各都道府県剣連は、受審者の試験会場希望地を候補者推薦書の「教士試験会場欄」に記載すること。

#### 東京都会場

弘済会館 4階会議室  
(東京都千代田区麹町5丁目1番地) 電話 03-5276-0333

#### 交通機関

- JR総武線、中央線「四谷駅」下車 麹町出口から徒歩5分
- 地下丸ノ内線、南北線「四谷駅」下車 1番出口から徒歩5分
- 地下有楽町線「麹町駅」下車 2番出口から徒歩5分
- バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麹町5丁目」下車 徒歩1分

#### 愛知県会場

ウインク あいち（愛知県産業労働センター）  
(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38) 電話 052-571-6131

#### 交通機関

- JR・地下鉄・名鉄・近鉄「名古屋駅」桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分

**兵庫国会場**

神戸市勤労会館  
(神戸市中央区雲井通5丁目1-2) 電話 078-232-1881

## 交通機関

- 市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー 各「三宮駅」から東へ徒歩5分

**福岡国会場**

TKPガーデンシティ博多(アネックス)  
(福岡市博多区博多駅前4-11-18 ホテルサンライン福岡博多駅前2F)  
電話 092-433-0520

## 交通機関

- JR・市営地下鉄「博多駅」博多口から徒歩5分
- 西鉄バス 駅前4丁目バス停前

※ 試験会場に、車での来場は一切禁止とします。

- (3) 試験方法については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」平成30年9月号および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に掲載する。
- (4) 試験会場への携行品・筆記具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)
- (5) 審査会期日 平成30年11月27日(火)

6. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

## 7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」平成31年1月号および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 8. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 9. 注意事項

受審者が不正行為をした場合、試験官はその行為を確認のうえ、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

【1時限目】 試験時間 13:30～14:20 (50分)

1 指導法

- (1) 「剣道の理念」「剣道修練の心構え」「剣道指導の心構え」
- (2) 「指導法講習における〔重点事項〕」
- (3) 木刀による剣道基本技稽古法の「指導上の留意事項」

\* 参考資料 [剣道指導要領]

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

(注) ・参考資料は、全日本剣道連盟発行のもの、以下同じ。

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

2 試合・審判

- (1) 「有効打突」「禁止行為」「審判」
- (2) 「審判法講習における〔重点事項〕」
- (3) 「審判員の心得」

\* 参考資料 [剣道試合・審判規則、同細則] (平成24年4月1日施行)

[剣道試合・審判・運営要領の手引き] (平成19年3月14日発行)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

【2時限目】 試験時間 14:30～15:20 (50分)

1 日本剣道形

- (1) 「日本剣道形講習における〔重点事項〕」、「日本剣道形の審査上の着眼点」
- (2) 「太刀の形七本目」および「小太刀の形三本目」

\* 参考資料 [日本剣道形解説書] (昭和56年12月7日制定)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

2 称号・段位

- (1) 「審査員の責務」
- (2) 「段位実技審査の着眼点」

\* 参考資料 [称号・段級位審査規則、同細則、称号・段位審査実施要領]

(平成30年4月1日施行)

出題は参考資料を基にし、回答は選択式、○×式などによる。

3 健康・安全 下記の2問中1問を出題

- (1) 熱中症の種類、症状および予防対策
- (2) 剣道用具の安全管理

\* 参考資料 [剣道医学Q&A(第3版)] (平成26年12月25日発行)

[剣道講習会資料] (平成29年4月1日発行)

[剣道社会体育教本「改訂版」] (平成21年4月1日発行)

回答は記述式による。

【3時限目】 試験時間 15:30～16:30 (60分)

小論文 下記の2問中1問を出題 (約700字程度)

- (1) 剣道における指導のねらい
- (2) 剣道指導者としてのあり方

\* 参考資料 [剣道指導要領]

申請番号

全剣連称号・段位様式第 5 号  
平成 年 月 日

\*都道府県剣道連盟で記入する。  
\*申請番号は若年順に記入する。

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

### 錬士 受審申請書 (本人用)

\*該当するものに○印をする。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、  
道 錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

#### 記

1 受審者氏名	フリガナ		フリガナ
		印	
		(旧姓)	
2 生年月日	年 月 日 生	年齢 満	歳
3 性別	男 ・ 女		
4 取得称号・段位	段 位	段	
取得年月	年 月		
登録県名	登録県名		
5 全剣連番号			
6 住所	〒		
7 電話番号		携帯番号	
8 職業			
9 全剣連社会体育 中級認定年月	平成 年 月 認定		

※認定者のみ記入。

申請番号

\*都道府県剣道連盟で記入する。  
\*申請番号は若年順に記入する。

全剣連称号・段位様式第 4 号  
平成 年 月 日

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

### 教士 受審申請書 (本人用)

※ 試験会場

\*該当するものに○印をする。

※社会体育上級認定者（追認者除く）は  
上記試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟)

剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第1項]に基づき、  
道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名	印	(旧姓)	
---------	---	------	--

2 生年月日	年 月 日 生	年齢 満	歳
--------	---------	------	---

3 性別	男 ・ 女	
------	-------	--

4 取得称号・段位 取得年月 登録県名	称号	錬士	段位	段
	年 月	年 月	年 月	年 月
	登録県名	登録県名	登録県名	登録県名

顔写真を貼って  
から提出し  
てください  
(3 cm × 4 cm)

5 全剣連番号	
---------	--

6 住所	
------	--

7 電話番号	携帯番号
--------	------

8 職業	現職	前職
------	----	----

※出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育 上級認定年月	平成 年 月 認定
---------------------	-----------

※上級認定者のみ記入

[剣 歴] ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。

記入日) 平成 年 月 日

一般財団法人 広島県剣道連盟 御中

\_\_\_\_\_地区剣道連盟 ㊟

申請者 \_\_\_\_\_ ㊟

### 称号（錬士・教士）受審に伴う稽古会等参加履歴書（県剣連提出用）

この度の \_\_\_\_\_道（錬士・教士）受審申請に伴い、県剣連主催の稽古会等に下記のとおり出席しました。

番号	年/月/日	行 事 名
1	/ /	
2	/ /	
3	/ /	
4	/ /	
5	/ /	
6	/ /	
7	/ /	
8	/ /	

※一般財団法人広島県剣道連盟 称号審査推薦申し合わせ事項【審議委員会の推薦基準】

**錬士：**毎年度、地区主催の審判講習会を受講し、広島県剣道連盟が主催する講習会・研修会（全剣連後援 広島県剣道講習会・広島県地域社会剣道指導者研修会）および広島県剣道連盟が主催する稽古会のいずれかに原則3回以上出席していること。（申請前1年間）

**教士：**毎年度、地区主催の審判講習会（県指定審判員講習会を除く）と広島県剣道連盟が主催する講習会・研修会（全剣連後援 広島県剣道講習会・広島県地域社会剣道指導者研修会）のいずれかを受講し、広島県剣道連盟が主催する稽古会に原則3回以上出席していること。（申請前1年間）

◎ 居合道・杖道の受審者もこれに準ずる。